

## 児童虐待防止コラム

～子どもへの虐待防止に向けて私たちができること～



### ■R4年4月号

今月号から児童虐待について様々なテーマに沿ったコラムを掲載予定です。

地域全体で子育てをサポートしていくため、子ども達が笑顔で過ごせるように、私たちが今知っておきたい情報を発信していきます！！

4月のテーマは「児童虐待とは？」です。

児童虐待とは、**保護者（親または親にかわる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えること**です。昨年度は TV や新聞で様々な児童虐待が報じられましたよね。以前はしつけと言われていた行為も、現在では「虐待」にあたる事が多くあります。子どもが辛い思いをしていれば、それは児童虐待です。

次回は、具体的な虐待の種類について掲載します。

---

### ■R4年5月号

5月のテーマは「子どもへの虐待の種類について その1」です。

虐待の内容は大きく分けて4つに分類されます。

1「**身体的虐待**」とは、殴る・蹴る・激しく揺さぶる・戸外にしめだす等、子どもの体に苦痛を与える事をいいます。これにより、怪我をしたり最悪の場合は死に至る場合もあります。

2「**心理的虐待**」とは、子どもを無視する、ののしる、きょうだいで区別する、子どもがDVを目撃する等です。目には見えませんが、子どもの心を死なせてしまうと言われています。

虐待を受けた子は、心身ともに深い傷を負うこととなります。子どものSOSに気づき、皆で育児を支える事が必要です。次回は、「子どもへの虐待の種類について その2」をお伝えします

---

### ■R4年6月号

6月のテーマは「子どもへの虐待の種類について その2」です。

前号に引き続き、残りの2つをお伝えします。



3「**ネグレクト**」とは、子どもに食事を与えない、ひどく不潔にする、学校に行かせない等、“育児を放棄する”行為を言います。毎年夏になると、子どもが車内に放置され、熱中症で亡くなる等、痛ましい

事件が相次いでいます。保護者自身が、ネグレクトに気づいていない場合も多い虐待なので、注意が必要です。

4「**性的虐待**」とは、子どもに性的な行為を強要したり見せたりすることを指します。周囲が気づかない事が多いですが、子どもへの影響は計り知れず、長く苦しんでしまいます。



子どもへの虐待は5月号で紹介したものを含め、主に4種類に分けられますが、それぞれが**重なり合っ**  
**て起こる場合もあります**。保護者としては“しつけ”のつもりで子どもに接しているつもりだったのに、  
実は虐待だった…ということもあります。子育てに困ったら、まずは**誰かに相談してみる事も大切**です  
ね。次号では、虐待としつけの違いについてお伝えします



### ■R4年7月号

7月のテーマは「子どもへの虐待としつけの違い その1」です。

児童虐待への対応をするなかで、保護者が子どもに対して「しつけだと思っていたら虐待だった…」  
という場合も少なくありません。それぞれの特徴や子どもへの影響を知っておくことも虐待防止に繋が  
ります。

	しつけ	虐待
定義	子どもが生活習慣や生きる力、思いやり、社会のルール・マナーなどを身に付けるよう導くこと	親が日常的に自分の感情にまかせて子どもの存在価値を否定するような言葉をぶつけること
子どもとの関係性	子どもの「横」に立って気持ちを受け止める	子どもの「上」に立って気持ちをコントロールする
子どもへの影響	親に愛されていると感じ、自立につながる 	親の顔色を伺う。自己肯定感が低くなる 

上の表は、しつけと虐待の違いについて示した表です。しつけと虐待では、日々の子どもの関係性や子どもへ与える影響が全く違ってきます。子育てをする中で、誰しも子どもに注意する事や子どもに注意する事があると思います。そんな時も、まずは子どもの気持ちを受け止めながら成長を見守りたいですね。

次号では、「子どもへの虐待としつけの違い その2」と題して、具体例を用いてお伝えします。



## ■R4年8月号



8月のテーマは「子どもへの虐待としつけの違い その2」です。

7月号でお伝えした虐待としつけの違いについて、今月号ではもう少し具体的にお伝えします。

例えば、泣いている子どもに「静かにしなさい!」と怒鳴ったり、叩いて泣き止ませる。これは、親が一方向的に子どもを上から力で押さえつけている状況（虐待）です。反対に、子どもが泣いている時「今の気持ちを教えて?」と子どもに語りかけ、まずは子どもの気持ちや言い分を聞き、一緒に対処法を考えたり、改善方法を提案すること（しつけ）で、子どもが安心感を持つことができます。

「しつけ」も「虐待」も、「子どもが泣き止む」「(して欲しくない) 行動をやめる」という“結果”は同じですが“プロセス”は全く異なります。

毎日の生活の中で、子育てだけでなく仕事や家事に追われていると、保護者自身も余裕を失いがちですね。頭では分かっている、つい怒鳴ってしまう…そんな時こそ、子どもへの日頃の接し方を振り返ってみたり、家族で「しつける」ことについて改めて考えてみることも必要かもしれません。



## ■R4年 10 月号



10月のテーマは「知っていますか?ヤングケアラー」です。

最近、新聞やテレビ等で「ヤングケアラー」という言葉をよく耳にするようになりました。広報やかげ4月号でも掲載しましたが、ヤングケアラーとは「**手伝いを超えて、本来は大人が担うような家事や、家族の世話を日常的に行っている 18 歳未満の子ども**」のことです。

具体的には…

- 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・洗濯・掃除等の家事や看護、介護等をしている
- 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- 家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている…などです。

このような状態が続くことで、子どもが子どもらしい生活を送る事ができず、将来に影響を及ぼす場合があります。必ずしも、ヤングケアラー＝児童虐待ではありませんが、背景には核家族化の進行、介護の担い手不足など様々な問題が絡み合っていることが多いです。まずは、私たち大人がヤングケアラーについて正しく理解し、困っている子どもに手を差し伸べる必要があります。

今回は、「DV と児童虐待の関連」についてお伝えします。



## ■R4年 11月号

11月のテーマは「DVと児童虐待の関連性について」です。

DVとはドメスティックバイオレンスの略です。DVをテーマにしたドラマや書籍も数多く出ているので、DVといえば殴る・蹴るといったことを思い浮かべる人が多いと思いますが、無視や行動の監視・強要、交友関係の制限等の精神的な暴力も含まれます。自分がDVを受けている事に、気づいていない人が以外と多いです。

DVと児童虐待は一見無関係のように思えますが、子どもがDVの場面にさらされることで、心理的に虐待されている状況になり、子どもの自己肯定感の成長が阻害されてしまいます。その結果、不登校や成績低下、非行等の悪影響を及ぼしてしまいます。

子どもが健やかに育っていくために、DVは絶対にあってはなりません。少しでも“おかしいな？”と感じたら、信頼できる人や相談機関にまずは相談しましょう。

 DV相談窓口（24時間電話相談）

→「DV相談<sup>7</sup>」0120-279-889もしくは #8008へお電話ください。

## ■R4年 12月号

12月のテーマは「1年間の子育てと自分を振り返る」です。今年もあっという間に1年が終わろうとしています。今年はどうな年だったでしょうか。時には自分のことも振り返り、子育ての疲れがたまっていないかチェックしてみませんか？

- いつも自分のことを後まわしにし、イライラが蓄積する
- 子育てがうまくいかない時、クヨクヨする
- 人に助けを求めることができず、「手伝って」を言えない
- 子どもがいるために、〇〇できない、と自己犠牲の感情を強く持っている
- 休息時間を取ったり、楽しんだりすることに抵抗を感じる



子どもへの愛情はもちろんですが、自分（保護者）自身への愛情が不足し、自分の事が後回しになると、気がつけば気持ちに余裕がなくなり、イライラ・クヨクヨしたり、子どもや配偶者に対して怒鳴ったりしてしまいがちです。

子どもへの虐待を防ぐために、まずは保護者や子どもと関わる大人がゆとりを持つことも大切だと思います。上のチェックに該当している方は、気づかない内にモヤモヤを抱え込んでいるかもしれません。誰かに悩みを話したり、自分の趣味に打ち込む時間を作ったり…と、自分なりの気分転換をして新しい年を迎えましょう！



## ■R5年1月号

1月のテーマは「児童相談所ってどんな所？」です。子どもの虐待が報道されると、よく「児童相談所」という機関が出てきますよね。児童相談所と聞くとどんなイメージをお持ちでしょうか？“怖そう”“あまり関わりたくない”“子どもを保護する所”等、様々なイメージをお持ちだと思います。どちらかというとなegativeなイメージを持つ方が多いのではないのでしょうか。



児童相談所を一言で言うと「**親子のピンチを救う機関（相談所）**」です！

子どもに関する様々な専門職が在籍しており、困った時に相談に乗ってもらえることができる頼れる機関です。

子育てをしていると「なんで泣くの？」「なんで言う事をきかないの？」「なんで思い通りにいかないの？」等と、様々な場面に遭遇することから、親の方が参ってしまう場面もしばしばです。“児童虐待対応”のイメージが強い児童相談所ですが、**保護者や地域の方がいつでも子どものことを相談できる所**なのです。いざという時に頼れる機関があるということを知っておくことも、子どもを守るために必要ですね。

## ■R5年2月号

2月のテーマは「地域に住む私たちができること」です。

「子どもが心配だな」「あの子大丈夫かな？」という場面に出くわした時、地域に住む私たちは何ができるのでしょうか？問題がありそうな時、普段から知っている人であれば「困ったことがあったら相談してね」等と話かける事が出来るかもしれません。突然声をかけるのが難しい場合も、何か一言挨拶くらいはできるかもしれません。挨拶から顔なじみになり、そこからできることが見つかるかもしれません。日頃の小さな一言が、虐待を防ぎ、子どもを守ることに繋がります。



**まずは自分の周りの人に関心を持って、普段からの挨拶を心掛けてみましょう！**

それでも、少しでも気になる事や心配があれば「空振り」を恐れないで児童相談所等の相談機関に相談・連絡することが大切です。

## ■R5年3月号

3月のテーマは「子どもの人権と虐待について」です。

人権は、大人も子どもも、**みんなが当たり前になるための権利**の事です。子どもが虐待を受けると、子どもの人権は簡単に侵害されてしまいます。例えば、大人がイライラして、子供を叱ることで（大人自身の）心の平静を保ったり、叱る時の基準がコロコロ変わる等、子どもから見て「納得がいかない」と感じる叱り方は立派な人権侵害といえます。



人権侵害や虐待について“絶対起きないこと”ではなく、皆さんの身近で“起こるかもしれないこと”という認識を少しだけでも持つておくことが必要です。

子どもの気持ちを聞きながら、子どもが自分の思いや意見を言いやすい環境を作ることも私たち大人の大切な役割ですね。